平成２３年（フ）第４８６号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目300番地１サンガーデン戸ケ崎Ａ205
債務者　山田三奈子（旧姓綾城）
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
千葉県山武市蓮沼ニ4636番地30　坪井啓方、住民票上の住所埼玉県川口市大字峯433番地の５
債務者　樫浦　紫乃
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３６号
京都府舞鶴市字溝尻５番地の26　梅ヶ谷
債務者　今西　恵子
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
山口県宇部市大字上宇部2544番地２、旧住所山口県宇部市大字東岐波5463番地１
債務者　松尾可奈子
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５７号
愛媛県大洲市徳森1243番地４　コーポたいのむらＮＯ．１－２Ｆ－202
債務者　長田　理恵
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第３０８号
長崎県長崎市川上町10番27号
債務者　松本　尚彦
１　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
長崎県長崎市若草町18番33号
債務者　西田　憲生
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４００号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅２棟206号
債務者　野口　洋子
１　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
長崎県長崎市福田本町1620番地１　福田本町アパート１棟502
債務者　吉岡笑美子
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
長崎県長崎市横尾５丁目１番５―302号
債務者　荒木　祐子
１　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０号
北海道美唄市字カーウシュナイ324番地10　宮田ハイツＭＫ107号室
債務者　日下部　勇
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第８８号
北海道三笠市岡山54番地　Ｃ－３－１
債務者　足立　ゆか（旧姓我妻）
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第９０号
北海道岩見沢市幌向北２条５丁目31番地
債務者　小林枝美子
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第４１１号
神奈川県南足柄市関本806番地１サンライトＢ201
債務者　長田　晴夫
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４７２号
神奈川県平塚市四之宮２丁目12番15―２号　第２スズキハイツ102号
債務者　後藤　遥輝（旧姓奈良）
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４８４号
神奈川県伊勢原市沼目３丁目２番８号　ハイツ清水谷Ａ―201号
債務者　本宮　義久
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４８７号
神奈川県秦野市本町２丁目７番10号　北見荘６号
債務者　小田　清高
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部